



2025年3月28日

各 位

会社名 株式会社くふうカンパニーホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役 穂田 誉輝
(コード番号：4376 東証グロース)
問合せ先 取締役兼執行役 菅間 淳
(TEL. 03-6264-2323)

連結子会社の旧取締役に対する損害賠償請求訴訟の判決に関するお知らせ

当社の連結子会社である株式会社くふう住まいコンサルティング（旧ハイアス・アンド・カンパニー株式会社。以下「KSC」といいます。）が2021年6月28日付「訴訟提起に関するお知らせ」及び2022年2月22日付「(開示事項の経過) 訴訟提起に関するお知らせ」並びに2021年12月23日付「訴訟提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同社の元取締役らに対して損害賠償を請求する訴訟（以下、「本訴訟」といいます。）を提起しておりましたが、2025年3月27日、東京地方裁判所より判決が言い渡されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 2025年3月27日

2. 本訴訟の経緯

KSCは、2021年6月28日付「訴訟提起に関するお知らせ」及び2022年2月22日付「(開示事項の経過) 訴訟提起に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、過去の不適切な会計処理の事実関係に関して、同社の元代表取締役である濱村聖一氏、元取締役である柿内和徳氏、及び元取締役である西野敦雄氏に対して、取締役としての善管注意義務に違反しているものと判断し、東京地方裁判所に、697百万円を求める損害賠償請求の訴えを提起しておりました。

また、同社は、2021年3月15日付「訴訟提起に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、同社の元代表取締役が所定の手続きを経ることなく、代表取締役の職務権限を超える金額である240百万円の支払約定書に署名した可能性がある件に関して、同社は、当該事実の債務負担が存在していないことを法的に確定させるため、2021年3月16日付にて、一切の金銭債務がないことの確認を求める債務不存在確認訴訟を提起し、2023年9月27日付で債務不存在を確認する判決を受けております。同社の2021年12月23日付「訴訟提起に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、本件に関する社内委員会及び第三者委員会の設置に係る費用等について、同社の元代表取締役である濱村聖一氏、川瀬大志氏及び元取締役である柿内和徳氏に対して、東京地方裁判所に、76百万円を求める損害賠償請求の訴えを提起しておりました。

3. 判決の要旨

- (1) 被告ら（濱村氏、柿内氏、西野氏）は、原告に対し、連帯して356百万円並びにこれに対する各時期から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告ら（濱村氏、川瀬氏、柿内氏）は、原告に対し、連帯して39百万円並びにこれに対する各時期から各支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用はそれぞれ2分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告らの負担とする。

4. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を十分に精査し、訴訟代理人とも協議のうえ決定いたします。本訴訟に関して、業績予想に与える影響も含めて、開示すべき事項が発生いたしましたら、速やかにお知らせいたします。

以 上